

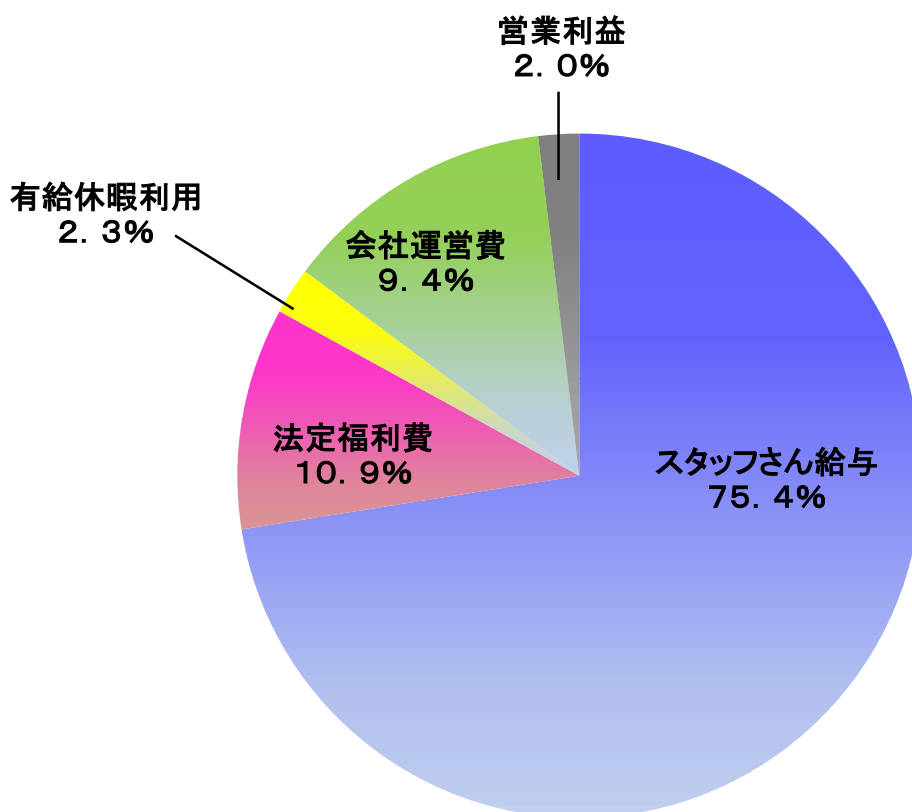
■ 派遣関係法令

改正派遣法に基づくマージン率の公開

平成24年10月1日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主(当社)は、毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務付けられました。(法第23条第5項)このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

(当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)



一番多くを占めるのがスタッフさんの給与で派遣料金総額の約75.4%です。

次いで、スタッフさんの雇用主として負担する労災保険・雇用保険・厚生年金保険・健康保険などの法定福利費が10.9%となります。また、スタッフさんの有給休暇を取得する際の有給休暇手当の引き当て分としての2.3%も含まれます。

その他、当社営業担当者・事務担当者などの人権費、オフィス賃料、スタッフさん募集経費などの諸経費がかかることから、これら全てを差し引いた残り2.0%が会社の営業利益となります。